

資料編

平成27年7月27日 署名追加
平成27年7月30日 署名追加
平成27年12月2日 署名追加
平成28年2月2日 署名追加

(写)

陳情第8号



札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

平成27年6月29日 受理
厚生委員会
平成27年7月9日 付託

提出者
北海道夕張郡長沼町西1線北15番地
認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会
代表者 代表理事 稲垣 真紀
署名者 ~~39, 365人~~
~~52, 019人~~
~~52, 537人~~
~~55, 236人~~
60, 591人

(要旨)

様々な年代の人が利用できる市民の交流の場となるような、動物の愛護や福祉を通じて子どもたちに「命の教育」ができる札幌市動物愛護センターの新設を要望します。

(理由)

近年、私たちの生活環境は大きく様変わりし、人々の価値観もモノの豊かさから心の豊かさへと変化してきました。少子高齢化、人口減少が問題となり核家族化が進み、ペットが心に安らぎや潤いを与えることから、愛玩動物に対するニーズや位置づけは益々高まってきています。一方で、さらなる高齢人口の増加に伴い、動物の適正飼養が出来ない人がさらに増加することが予想され、学校や家庭教育においては、子どもたちが命の尊さや大切さを学ぶ機会も多くありません。

平成25年度の動物愛護管理法の改正により、動物愛護センターの役割は大きく変わろうとしています。しかし、現在の札幌市の施設では、業務が2か所に分散されているうえ、保護されている犬や猫の収容施設である福移支所は郊外に設置されていることから、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況です。また、市民が気軽に立ち寄ることの出来る施設ではないため、殺処分される施設との暗いイメージは払しょくされていません。

こうしたことから、現在の施設が新たな役割を担うのは到底無理で、将来の展望も持てません。殺処分機のない動物の愛護と福祉に配慮した施設にすることは、子どもたちへの「命の教育」にも繋がり、子どもから大人へも社会全体を豊かにします。そして何よりも、道徳観や倫理観を与えることのできる施設はお金には換算できない大きな力を札幌市民に与えてくれます。動物の愛護や福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民の参加・協力により無限の可能性が生まれる官民が協力しやすい施設、このような施設がこれからの時代には望まれます。

そして、動物愛護センターが、札幌市の倫理の成熟度を示すバロメーターになる施設の1つであることは言うまでもありませんが、現在の動物管理センターでは十分な機能を有する施設とは言えません。札幌市が国際都市をうたうのであれば、動物福祉も世界水準にすることは必須です。札幌市は平成27年度から平成28年度にかけて、「(仮)札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」の施行が予定されていると聞いています。この条例を適切に運用していくためにもハード面での見本となる施設が必要です。実現すれば、動物の愛護や福祉が推進されるだけでなく、地域の活性や住民の交流のあり方、官民が共助するあり方について、北海道を初め他の自治体の良き手本となるに違いありません。

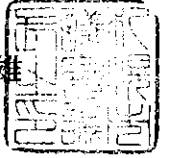
札幌市に1日も早く動物愛護施設が新設されますよう、要旨記載のとおり陳情いたします。



札議第 1135 号
平成28年(2016年) 2月23日

札幌市長 秋元克広様

札幌市議会議長 鈴木健雄



採択された陳情の送付並びにその処理の経過及び結果の報告請求について

平成28年第1回札幌市議会定例会に付議した下記の陳情は、採択と決定したので送付します。
については、その処理の経過及び結果の報告を求めます。

記

陳情第8号 札幌市動物愛護センター新設に関する陳情

札幌市動物愛護管理推進協議会 委員名簿

平成28年4月

委員名	公職及び役職
あいき たかこ 相木 孝子	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支所 支所長
うえすぎ ゆきこ 上杉 由希子	認定NPO法人 HOKKAIDOしっぽの会 副代表理事
おおや さとこ 大屋 聡子	公募市民
おりと なおみ 折戸 直美	公募市民
かたやま めぐみ 片山 めぐみ	公立大学法人 札幌市立大学 講師
かつら たろう 桂 太郎	一般社団法人 札幌市小動物獣医師会 会長
きくち みえ 菊地 三恵	公益社団法人 日本愛玩動物協会 動物行動学講師
さとう まき 佐藤 真妃	公募市民
すが けんご 菅 健悟	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 部長
◎たかはし とおる ◎高橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
○たきぐち みつよし ○滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
なかむら まきこ 中村 真樹子	公募市民
ひばら ひとし 樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長

◎：会長、○：副会長

(五十音順 敬称略)

札幌市動物愛護管理推進協議会からの答申（概要版）

答申とりまとめの経緯

第1回【平成28年6月7日】

- 市長の諮問を受けて（概要説明）
- ①札幌市動物愛護管理推進計画の策定
 - ②動物管理センターの機能強化について

第2回【平成28年8月3日】

- ①推進計画（骨子案）全体構成
- ②動物管理センターの機能強化（立地条件と施設内容）

第3回【平成28年10月12日】

- ①推進計画の目標と具体的施策
- ②動物管理センターの機能強化（市民交流・動物愛護部門）

第4回【平成28年12月6日】

- 答申案について（全体の確認とまとめ）
- ①札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）
 - ②動物管理センターの機能強化について

答申の概要

はじめに ～ 答申にあたって ～

- ◆本答申を基に、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」という目標の実現に向けて、動物愛護精神の涵養、動物の適正管理の推進、そして動物の福祉向上という3つの基本施策を確実に推し進められることを期待する。
- ◆収容された動物の福祉を図るとともに、さらなる動物愛護精神の普及を図るため、現在の2か所に業務が分散された動物管理センターから、誰もが利用しやすい、開かれた動物愛護センターへの新設を求める「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」が平成27年6月29日に札幌市議会に提出され、平成28年2月23日に市議会において全会一致で採択されたことも重く受け止めていただきたい。
- ◆札幌市の未来を担う子どもから高齢者まで、幅広い方々が気軽に訪れ交流できるような、市民に開かれた動物愛護の拠点施設となるよう、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の動物愛護管理に関する施策の計画的な実施や施設整備が図られることを期待する。

1 札幌市動物愛護管理推進計画（骨子案）の策定

- ◆全4回の動物愛護管理推進協議会において策定した計画（骨子案）は別添のとおり
- ◆計画的な施策の推進について
札幌市動物愛護管理基本構想において整理した札幌市の課題と基本施策、さらには札幌市動物愛護条例に定めた関係者の責務を踏まえ、市民、行政及び関係団体等が連携協力し、計画的に具体的施策を進めること。
- ◆計画の策定にあたって
基本施策の一つである動物愛護精神の涵養のためには、動物愛護の教育や普及啓発の対象は子どもから高齢者まで、また動物を飼っている人から関心の低い人まで広く市民を対象とする必要がある。そのためにも、動物管理センターはあらためてその位置付けや役割を整理し、それにふさわしい機能を整備すべき。

2 動物管理センター（施設）の機能の強化

◆推進協議会として全会一致で動物愛護センター新設の必要があると考えており、その整備においては以下の3点【(1)～(3)】に配慮すべき。

(1) 機能の集約と利便性の向上

現在の動物管理センター施設は2所体制であり、業務が分散されているため機能や作業効率も合理的ではない。犬猫の収容場所である福移支所が市郊外に設置されており、交通の便が悪く市民が利用しづらい状況。

2か所ある施設を交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること、市民が交流できる場としての必要な施設機能を整備すること等の検討の必要がある。

- ①基本施策の一つ動物愛護精神の涵養を目的としたふれあいや体験を含めた教育や普及啓発を実施するには機能の集約と利便性の向上が必要。
- ②立地条件については、公共交通機関による来所、車による来所の両方が可能な立地条件と下記施設機能をしっかりと確保すること。
- ③獣医師会や獣医系大学等の関係機関との連携についても配慮すること。

(2) 市民交流・動物愛護部門の創設

市民が動物を学び、感じ、意見をかわす市民交流・動物愛護部門の創設は不可欠。市民交流の場を備えることは、子どもの教育や地域のコミュニケーションの活性化にもつながっていく。

(3) 動物保護管理部門の拡充

現在の福移支所は収容場所も不足しており、処分を前提とした施設のため、動物の福祉に配慮した構造ではない。動物の福祉向上を基本施策として掲げ、保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を推進する上では、動物の性質に配慮した施設構造とし、感染症の侵入・蔓延防止や心身の健康管理を考えた施設とすべき。

3 付帯意見（配慮すべき要望）

◆今後の推進計画の策定や施策の実施において配慮すべき要望

- (1) 交流スペースを設け、多くの市民が集い、市民全体の憩いの場を形成すること
- (2) 市民が意欲を持って訪れる体験学習施設といえるセンターを整備すべき
- (3) 感染症防止、収容スペースの確保、心身のケアは重要な要素として配慮すること
- (4) 処分・火葬は動物愛護施設にはそぐわないため集約する機能から除くべき

資料4 用語の解説

■ 用語

飼い主のいない猫

狂犬病

シェルターメディスン

所有者明示

第一種動物取扱業

・販売

・貸出し

・保管

・訓練

・展示

・競りあっせん業

・譲受飼養業

■ 解説

人の管理下にないことや十分な餌が与えられていないため、ゴミあさりや糞尿被害等で多くの地域で問題を起している猫がおり、このような猫を「飼い主のいない猫」と定義づけている。

このような「飼い主のいない猫」は、不適切な飼育管理や無責任な飼い主に捨てられてしまった猫に端を発している。

人と動物の共通感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることなどにより、人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。

先進国では、シェルター等の収容施設における犬猫の健康管理について、動物たちの健康を維持しながら個体管理や感染症の予防のための衛生管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的として実践されている。

狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロチップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。

動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動愛法第10条第1項によりこの業を営もうとする者は、市長等の登録を受けなければならないと規定されている。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。第一種動物取扱業には、次の種別がある。

動物の小売や卸売、それらを目的に繁殖や輸出入を行うことを業とするもの。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。

動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。

顧客の動物を預かり、訓練を行うことを業とするもの。調教業者など。

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

動物を売買する者のあっせん会場を設けて競りの方法により動物の売買を行うことを業とするもの。動物オークションなど。

動物を有償で譲り受けて飼養することを業とするもの。老犬ホームなど。

■ 用語

第二種動物取扱業

動物愛護推進員

動物取扱責任者

動物の収容

動物の譲渡

動物の返還

特定動物

放棄

捕獲等

負傷動物

マイクロチップ

■ 解説

非営利で保管（動物譲渡活動など）、貸出し、訓練、展示を行うための施設を設置している動物取扱業。

動物愛護団体のシェルター、公園内のミニ動物園などであり、市長への届出が必要である。

市長から委嘱を受け、ボランティアとして地域で動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡のあっせんなどの活動を行う。

第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動愛法第 22 条の規定により、市長等が実施する動物取扱責任者研修の年 1 回以上の受講が義務付けられている。

センターにおいて動物を収容すること。収容動物の内訳は所有者から引き取った動物と、所有者不明の動物である。

センターが収容した動物について、新たな飼い主に譲ること。

センターが収容した飼い主不明の動物を、飼い主に返すこと。

ライオン、ヒグマ等、人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある動物で、動愛法で約 650 種が選定されている。特定動物の飼養・保管を行う者は、市長の許可が必要である。

飼い主が飼えなくなった犬を、センターで引き取ること。

けい留されていない犬をセンターが保護する、市民が保護した犬をセンターで引取る等、飼い主不明でセンターに収容すること。

道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物。動愛法第 36 条により負傷動物等の発見者は、飼い主等に対して通報するよう努めなければならないと規定されている。

直径 2mm、長さ約 8～12 mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15 桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に注入する。電子データは専用のリーダー（読取機）で感知して読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。



札幌市動物愛護管理推進計画

《平成 30～39 年度》

発行：札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目 1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>

平成 30 年 3 月発行



札幌市

00-000-00-000

00-0-00

SAPP_URO